



## 水道局の感染症対策について

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）に関する水道局の取組みについては、水道局ホームページの下記リンク先にも掲載しておりますので、参考にご覧ください。

掲載場所：【大阪市水道局HP】>水道局の主な取り組み>新型コロナウイルス感染症対策  
<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/category/3514-10-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

（注意：ホームページの掲載内容は状況に応じて随時変更、または消去する可能性があります。）

## 工業用水道事業における運営権制度の導入について検討を進めています

水道局では、工業用水道事業の厳しい経営状況を踏まえ、平成30年度から官民連携手法の導入による、抜本的な経営改革の検討を進めてきました。

そこで、本年3月の大阪市会において、事業全体に公共施設等運営権制度（以下「運営権制度」といいます。）を導入するための条例案が可決され、今後は令和4年4月からの運営権制度導入に向けて、これを実施する民間事業者（以下「運営権者」といいます。）の募集及び選定の手続きを進める予定です。

工水通信では、その具体的な内容や手続きの進捗状況について、お客さまにご理解いただけるよう随時掲載していきます。

今回は、第1回目として事業概要についてご説明いたします。



## 事業概要

運営権制度とは、公共施設の所有権を公共団体等に残したまま、施設を運営する権利を運営権者に付与する制度で、空港等の分野で複数の導入が進められており、大阪市工業用水道においては事業全般を対象に実施することで、収益性の向上やコスト縮減、お客さまサービスの向上などの効果を期待しています。

その際、料金やお客さまサービス等の各種業務水準を維持しつつ、運営権者が以下を担うことになります。

- ・お客さまとの工業用水道の給水契約を継承
- ・料金の設定や徴収、施設の維持管理や工事等の事業全般を実施
- ・料金（工業用水の給水料）は現行制度を維持したうえで、新たな料金プランを追加するなど、お客さまに選択肢を提供
- ・お客さまへの新サービスを展開

業務水準は  
維持されるんだね！



なお、運営権制度導入後の具体的な事業の実施体制は次のとおりとなります。

- 大阪市が工業用水道施設を所有したまま、事業全体に対し、P F I 法に規定される公共施設等運営権を運営権者に設定。
- 運営権者は経済産業大臣から工業用水道事業の許可を取得し、下図に示すように事業全般を運営。  
(令和4年4月からの10年間を予定)



#### ◇ 業務範囲



- 具体的には、運営権者が、浄・配水場や配水管の維持管理・更新から、料金徴収や窓口対応等のお客さまサービス、事業経営に至るまでの一連の業務を行います。
- ただし、水道事業と一体的に運用・管理している東淀川浄水場などの運転管理業務については、原則として水道局が実施することを想定していますが、今後、これらを含めた全体的な事業計画について民間事業者に提案を求め、運営権者の選定を進める予定としています。

本事業の詳細情報は水道局ホームページで確認できますので、参考にご覧ください。

掲載場所：【大阪市水道局HP】> (経営情報) 新たな官民連携手法導入の検討 > 工業用水道  
<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/category/3516-8-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



今回は、運営権制度導入の目的やメリットについてご説明します。



#### 工水通信についてのお問い合わせ先

大阪市水道局総務部お客さまサービス課

工業用水道担当 電話番号：06-6616-5478

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000015747.html>



工水通信について何かご要望やご意見等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。